

本資料は、次の文書を、全日本ろうあ連盟で試訳したものです。

Cortiella, C. (2006). *NCLB and IDEA: What parents of students with disabilities need to know and do*. Minneapolis, MN: University of Minnesota, National Center on Educational Outcomes.

【P.1-2】

落ちこぼれ防止法(NCLB)と

個別障害者教育法(IDEA)

障害のある生徒を持つ親が知るべきこととすべきこと

全国教育成果センター(NATIONAL CENTER ON EDUCATIONAL OUTCOMES)

共同研究: Council of Chief State School Officers (CCSSO), National Association of State Directors of Special Education (NASDSE)

協力: U.S. Office of Special Education Programs

Candace Cortiella

アドボカシー研究所(The Advocacy Institute)

2006 年 8 月

デザイン: Deb Tanner

この出版物は著作権によって保護されています。本文書の一部または全部を複製および配布することは事前の承諾なしに行うことができますが、そのさいは以下の通り出典を明記してください。

Cortiella, C. (2006). *NCLB and IDEA: What parents of students with disabilities need to know and do*. Minneapolis, MN: University of Minnesota, National Center on Educational Outcomes.

【P.3】

全国教育成果センター(National Center on Educational Outcomes[NCEO])は、アメリカ教育省特別教育計画室の実践研究部門との共同研究協定(#H326G050007)を通じて支援を受けています。本報告は、特別教育計画室との過去の共同研究協定(#H326G000001)により実現しました。全国教育成果センターは、ミネソタ大学教育・人間発達学部のコミュニティ・インテグレーション研究所に属する機関です。本報告で表明される意見は、必ずしもアメリカ教育省や省内部署の意見を反映するものではありません。

全国教育成果センター主要スタッフ

Deb A. Albus, Michael L. Moore, Manuel T. Barrera, Rachel F. Quenemoen, Christopher J. Johnstone,

Dorene L. Scott, Jane L. Krentz, Karen E. Stout, Kristi K. Liu, Martha L. Thurlow(センター長), Ross E. Moen

National Center on Educational Outcomes
University of Minnesota
350 Elliott Hall 75 East River Road ・ Minneapolis, MN 55455
Phone +1-612-626-1530 ・ Fax +1-612-624-0879
<http://www.nceo.info>

ミネソタ大学では、本学のプログラム、施設、雇用について、人種、肌色、信条、宗教、国籍、性別、年齢、婚姻歴、障害、公的支援受給、従軍歴、性的嗜好を問わず、すべての人に平等なアクセスを提供することを方針としています。

本文書は、ご要望により、代替フォーマットで用意することができます。

【P.4】 目次

はじめに
落ちこぼれ防止法(NCLB)とは？
個別障害者教育法(IDEA)とは？
落ちこぼれ防止法と個別障害者教育法の相乗効果
学習内容基準と学習達成基準
年次学力測定
学校のアカウンタビリティ(説明責任)
高い資格を有する教員
よくある質問
用語解説
参考文献

【P.5】

はじめに

落ちこぼれ防止法(No Child Left Behind Act[NCLB])と個別障害者教育法(Individuals with Disabilities Education Act[IDEA])は、子どもの教育に関するアメリカの連邦法のなかでもひととき重要なものです。落ちこぼれ防止法は、すべての子どもたちの教育、とりわけ低所得家庭の子どもたちの教育を向上させることをめざしたものです。一方、個別障害者教育法は、個々の子どもに焦点を当て、障害のある子どもたちが特別なサービスを受けることで教育の成果を享受できるようにすることをめざしています。

近年、この2つの法律は、障害のある生徒の親にとって新たな重要性を帯びています。落ちこぼれ防止法の条項はすべての生徒を対象とし、障害があるために特別教育を必要とする生徒もこれに含まれるからです。したがって、親が落ちこぼれ防止法の要件を理解しておくことが大切なのです。個別障害者教育法は、議会による最新の改訂で、落ちこぼれ防止法といっそう緊密に対応づけられるようになりました。ですから、この2つの法律がどのような位置づけにあり、障害のある生徒の学力達成度を向上させるためにどのような働きをするかを知っておくことも同様に大切といえます。

【P.6-7】

落ちこぼれ防止法(NCLB)とは？

落ちこぼれ防止法(No Child Left Behind Act〔NCLB〕)は、初等中等教育法(Elementary and Secondary Education Act〔ESEA〕)の最新改訂版です。初等中等教育法は、幼稚園就学前から高等学校までの教育を扱うアメリカの主要な連邦法であり、この法案が最初に議会通过したのは1965年。国による貧困との戦いと位置づけられていました。初等中等教育法の要ともいえるタイトルⅠ(Title I)は、貧困や不利な境遇に置かれた生徒たちの学力達成度を向上させるために考案されたものです。

落ちこぼれ防止法は、2002年に大統領署名により法制化されると、今日にいたるまで何年にもわたって、アメリカの教育システムに抜本的な変化を引き起こすことになりました。落ちこぼれ防止法が導入した新たな要件の目的は、タイトルⅠプログラムに限らず、初等中等教育システム全体の質と効率性を向上させ、すべての生徒の学力達成度を高めること、とりわけ、最低レベルの達成度に甘んじてきた生徒たちの学力達成度を高めることを意図しています。

落ちこぼれ防止法は、4つの基本原則から成り立っています。

- ・結果についてのアカウントビリティ(説明責任)
- ・科学的な研究に基づき、効果が期待されることを実施
- ・親の関与とオプションの拡大
- ・地域の裁量とフレキシビリティ(柔軟性)の拡大

落ちこぼれ防止法は、学習基準をベースとする改革への努力が以前の初等中等教育法において実を結んだことをふまえて、以下のことをめざしています。

- ・すべての生徒の学力達成度を高めること
- ・低い学力に甘んじてきた生徒たちのグループと、学力の高いグループとの達成度の格差を是正すること

[P.6 囲み記事]

本タイトルの目的は、すべての子どもたちが質の高い教育を受けることのできる正当かつ平等で有意義な機会を与えられ、少なくとも、めざすべき全州学力達成基準と全州学力測定において熟達レベルに到達できるようになることである。

落ちこぼれ防止法 2001年版

すべての州がすべきこと

落ちこぼれ防止法は、タイトルⅠ補助金を受給するすべての州において、すべての生徒が2014年までに読解と数学で熟達レベルに達するように求めています。この目標を達成するために州が求められているのは、以下の通りです。

- ・すべての生徒に同一の、めざすべき学力基準を開発すること
- ・すべての生徒を対象とする年次学力測定を開発すること
- ・すべての学級に高い資格を有する教員を配置すること
- ・学区と学校が、2014年までに熟達目標を達成するために、各年に達成しなければならない学力向上の度合いを定めること

- ・学校と学区が、すべての生徒の少なくとも 95% にテストを受けさせること
- ・技術的な検討に基づき、年次の学力向上度計測に含むことが必要とされる生徒の小グループについて最少必要人数を定めること

- ・障害のある生徒のために、合理的なアダプテーション(適応)とアコモデーション(個別対応)を用意すること
- ・学力結果について年次で州規模のレポートカード(報告書)を発行し、一般に公開すること

生徒の学力向上度を測る年次の全州学力測定(テスト)は、落ちこぼれ防止法が定めるアカウントビリティの原則の要となるものです。この測定データは、ほかの主要な指標とあわせて、学校と学区が適正年次学力向上(AYP)を達成したかどうかを決定するために使われます。

[P.6 囲み記事]

タイトル I プログラムが対象とするのは、1,650 万人の生徒です。現時点で、すべての州がタイトル I 補助金を受給しています。ほぼすべての学区と、全公立学校の 55% が、タイトル I 助成を通じて補助金を受給しています。タイトル I プログラムにかかる連邦政府の補助金は、2006 年はほぼ 130 億ドルでした。

落ちこぼれ防止法のボトムライン

落ちこぼれ防止法に盛り込まれているすべての条項は、学校と学区と州が生徒の学力達成に説明責任を果たすように考案されています。指定学年のすべての生徒が読解／言語技術と数学の学力測定に参加することを求めることで、内容基準に定められた知識と技能を生徒がどの程度習得しているかについて、学校の評価がなされるのです。また、あるいくつかの生徒グループ(小グループ)の学力結果を報告することが求められることで、学校の評価は、生徒全体だけでなく、これらのグループごとに生徒たちがどの程度学習内容を習得しているかに基づいて行われます。このようなアプローチを通じて、学校は生徒たちすべての学習について説明責任を果たすことが必要とされます。

落ちこぼれ防止法は、大規模な学力測定での生徒の達成度について「見返り」となる結果をもたらすことを求めるものではありませんし、またそれを奨励するものでもありません。全州学力測定または全学区学力測定での生徒の学力に基づいて「見返り」を決定する(たとえば、通常の卒業証書を授与する、次学年に進級する)方針は、州または地域のレベル、一般的には州議会、州の教育局、地域の学校委員会によってなされるものです。

[P.7 囲み記事]

本条項に記載する学力測定を、生徒の進級や卒業の目的のために使用するように規定していると解釈してはならない。

落ちこぼれ防止法 2001 年版

【P.8-9】

個別障害者教育法(IDEA)とは？

個別障害者教育法(Individuals with Disabilities Education Act[IDEA])は、障害のある子どもたちの

教育を扱う連邦法です。この法案が最初に議会を通過したのは 1975 年。地域の学校が障害のある生徒の教育的ニーズに確実に応えられるようになるための連邦法を制定する必要があると認識してのことでした。最初に制定された法の名称は、全障害児教育法 (Education for All Handicapped Children Act) です。特別教育について定めたこの最初の法律は、この 30 年間にいくつかの修正が加えられ、1990 年に新しい名称、個別障害者教育法 (IDEA) となりました。個別障害者教育法の最新の改訂版が議会を通過したのは 2004 年です。この法律は、IDEA 2004 または単に IDEA と呼ぶこともあります。

2004 年に個別障害者教育法を改訂するにあたって、議会では、障害のある生徒の教育が「期待度の低さと、教育法と学習法に関して立証可能な研究が十分になされてこなかったこと」により阻まれてきたことが明らかになりました。個別障害者教育法の抜本的な変化は、本法を落ちこぼれ防止法と密接に対応づけるとともに、障害のある生徒が高い期待度をもって受け入れられ、可能な限り通常の学級で通常カリキュラムに則った教育を受けることをめざすものです。その目的は、「すべての子どもたちのために設定された発達目標に到達し、可能な限り、めざすべき高い期待度を満たすこと」とされています。

[P.8 左下囲み記事]

個別障害者教育法が対象とするのは、6,100 万人の学齢児童、およびほぼ 100 万人の 0 歳児から 5 歳児までの乳幼児です。個別障害者教育法にかかる連邦補助金は 2006 年で 100 億 6,000 ドルでした。この補助金はすべての州に分配され、特別教育サービスを提供する費用を助成するために使われます。

[P.8 右上囲み記事]

本タイトルの目的は、障害のあるすべての子どもたちが、彼らに特有のニーズを満たすために考案された特別教育および関連サービスに重点を置く無償かつ適切な公共教育を受けることを可能にし、さらなる教育や雇用や自立生活に向けた準備をすることができるようにすることである。

個別障害者教育法 2004 年版

すべての州がすべきこと

個別障害者教育法は、補助金を受給するすべての州に対して、州に在住する障害のあるすべての子どもたちに無償かつ適切な公共教育を提供することを求めています。この目標を達成するために州が求められているのは、以下の通りです。

- ・障害のあるすべての子どもたちに完全な教育の機会を提供する目標を設定し、その目標を達成するまでのタイムテーブル(工程表)を作成すること
 - ・ 特別教育および関連サービスを必要とする、その州に在住する障害のあるすべての子どもたちを特定し、位置づけ、評価すること
 - ・ 特別教育を担うすべての教員が高い資格を有していること
 - ・ 個別障害者教育法の要件に則り、障害があると想定されるすべての子どもを評価すること
 - ・ 障害のある子ども 1 人ひとりについて、年次の個別教育計画(IEP)を開発すること
 - ・ 制約の少ない環境で教育サービスを提供すること。通常の教育環境から子どもたちを離すのは、その障害の特性または重度からそれが必要である場合に限られること
- ・ 障害のある子どもたちとその親に対して、個別障害者教育法が求めるすべての手続き上の保障手段を提供すること
- ・ 障害のある子どもたちの学力目標は、州が定める適正年次学力向上(AYP)と同一であり、州が設

定するどの目標や基準とも合致するように設定すること

- ・ すべての障害のある子どもたちを、落ちこぼれ防止法が求める学力測定を含めて、全州および全学区の学力測定プログラムにすべて参加させること。障害のある生徒たちには、各自の個別教育計画に明示された適切なアコモデーション（個別対応）および代替の学力測定を受ける機会を与えること

障害のある子どもたちに提供する特別教育は、子どもの障害に起因する個別のニーズを満たすように特別に考案された指導でなければならず、かつその子どもが通常の教育カリキュラムに関与し、学向上できるようにしなければなりません。

個別障害者教育法のボトムライン

個別障害者教育法の要件は、すべての学校、学区、州が、障害のある子どもたちに無償かつ適切な公共教育を提供できるように考案されています。個別障害者教育法が焦点を当てるのは個々の子どもであり、1人ひとりについて個別学習計画(IEP)を開発するように求めています。個別学習計画とは、その子どもがほかの子どもたちと同一のカリキュラムに参加し学向上できるように特別に考案された指導方法を記載するものです。

しかし、個別障害者教育法には、障害のある子どもたちの学向上や学習能力について学校の説明責任を義務づける条項はありません。この法律によって親は特別教育サービスが適切に行われるように要求することはできますが、個別障害者教育法に該当する生徒についての学校全体の成果について、落ちこぼれ防止法が求めるような基準は、この法律に含まれていません。

[P.9 囲み記事]

このタイトルに関する州の法律、規則および政策は、教育機関および学校のレベルにおいて、障害のある子どもたちが州のめざすべき生徒学力達成基準を満たすようにシステムを改善すべく、支援および促進するものでなければならない。

個別障害者教育法 2004 年版

【P.10】

落ちこぼれ防止法と個別障害者教育法の相乗効果

落ちこぼれ防止法(NCLB)と個別障害者教育法(IDEA)の条項や要件は、互いに組み合わせられることで、障害のある生徒たちに対して個々に合わせた指導と学校のアカウンタビリティ(説明責任)の両方を提供するために役立っています。障害のある生徒の学向上と学習能力は、今や通常教育および特別教育の教員が共有すべき責任となっているのです。障害のある生徒たちに対するアカウンタビリティが強まることで、学校、学区、州レベルの行政機関の意識において彼らの位置づけが高まることになりました。アメリカの連邦教育法が障害のある子どもたちに対してこれほど強力な機会をもたらしたことは、かつてなかったのです。

この強力な結合関係を理解するために、落ちこぼれ防止法と個別障害者教育法が互いに効果を発揮しながら障害のある生徒の学習能力を向上させる4つの主要な方法について、詳しく見ていきましょう。

[P.10 図表]

○落ちこぼれ防止法(NCLB)

学力内容基準と学力達成基準

年次学力測定

アカウンタビリティ(説明責任)

資格を有する一般教育教員

○個別障害者教育法(IDEA)

特別教育(個別教育計画[IEP])

通常カリキュラムへのアクセス

全州および全学区学力測定への参加

資格を有する特別教育教員

【P.11-12】

学習内容基準と学習達成基準

知るべきこと

落ちこぼれ防止法(NCLB)は、すべての州に対して、めざすべき学習内容基準(Academic Content Standards)(何を生徒が知る必要があるか)および学習達成基準(Academic Achievement Standards)(生徒が内容基準をどの程度知る必要があるか)を定めるように求めています(詳細は下部参照)。さらに重要なことは、落ちこぼれ防止法が求める学習内容基準と学習達成基準は、障害のある生徒を含めて、すべての生徒に対して同一であるということです。この要件によって、生徒たちがそれまでの程度の学習能力を備えていたかにかかわらず、すべての生徒に高い期待値を設定しているのです。

個別障害者教育法(IDEA)は、すべての州に対して、障害のある生徒の学力向上を促進するために、学力目標と指標を定めることを求めています。障害のあるすべての生徒に個別教育計画(IEP)を用意し、生徒が一般の教育カリキュラムのなかで機会を与えられ学力向上するために必要とされる特別教育サービス(特別に考案された指導)と関連サービスについて記載する必要があります。読解／言語技術と数学の場合、一般教育カリキュラムは、落ちこぼれ防止法の要件に従って各州が定める、めざすべき学習内容基準に基づきます。個別教育計画は生徒が必要とするものを明示するものですが、学習能力を表す文書ではなく、教育上の学力向上を保障するものではありません。

すべての生徒を対象とする学習内容基準と学習達成基準についての落ちこぼれ防止法の要件は、個別障害者教育法の要件と対応づけ、障害ニーズのある生徒 1 人ひとりが通常カリキュラムに参加し熟達レベルに向けて学力向上できるように、特別に考案された指導を慎重に計画する必要があります。この対応づけによって、障害のある生徒たちはほかの生徒たちと同様の高い基準を達成するのに必要な追加支援を受けることができるのです。

[P.11 図表]

学習内容基準

すべての州は、以下の教科と学年について強力な学習内容基準を設定する必要があります。

- ・ 読解 第3学年、第4学年、第5学年、第6学年、第7学年、第8学年、第10-12学年
- ・ 数学 第3学年、第4学年、第5学年、第6学年、第7学年、第8学年、第10-12学年

- ・ 理科 小学校、中学校、高等学校

↓

学習達成基準

学習達成基準は以下の 4 つの要素から構成されます。

- ・ 学力レベル 達成レベルの名づけ
- ・ 学力記述 各達成レベルについての記述
- ・ 例示 各達成レベルにおける答案例
- ・ 判定スコア 達成レベルを分けるスコア(正答率や点数)

↓

学力レベルと判定スコアの例

学力レベルと判定スコアは学習達成基準の重要な要素です。すべての州は、多くの場合 4 段階、少ない場合でも 3 段階の達成レベルを設定する必要があります。

上級(正答率 85%~100%)

熟達(正答率 60%~84%)

要改善(正答率 30%~59%)

未熟(正答率 0%~29%)

学力記述の例

第 4 学年 読解の熟達レベル

第 4 学年の文章を読み、文字と推論による情報を手がかりに文章の主要概念とキーポイントを理解できる。情報と文章、および推論と結論との明確なつながりを導くことができる。

例示の例

ポール・バンヤン

ポール・バンヤンは大男であった。男は、ベイブという名の青い牛を飼っていた。このベイブこそ、グランドキャニオンを作ったのである。ハエに付きまといわせたベイブは、頭に来て、すきをアメリカ中に引き回した。こうして、グランドキャニオンができあがることになった。

出典: Handbook for Professional Development in Assessment Literacy, Jan Sheinker & Doris Redfield (CD-ROM) (2001) CCSSO CAS-SCASS.

[P.12 図表]

タイラーの個別教育計画(IEP)

- ・ 現在の学力レベル(全州学力測定の成績を含み、習得済みの技能と知識を特定する)
 - ・ 年次目標(学年に合った学力基準で熟達レベルを達成するのに必要な技能と知識を含む)
 - ・ 必要とされる特別教育サービス*(年次目標を達成し、通常カリキュラムで学力向上し、可能な限り健常の生徒とともに教育を受けるために必要なサービス。サービスの頻度、場所、期間を含む)
- * 研究に基づく指導、関連サービス、補助支援、個別障害者教育法が定めるサービスを含む

⇔

学習内容基準

すべての州は、以下の教科および学年(または学年群)で強力な学力内容基準を設定しなければならない。

- ・ 読解 第3学年、第4学年、第5学年、第6学年、第7学年、第8学年、第10-12学年
- ・ 数学 第3学年、第4学年、第5学年、第6学年、第7学年、第8学年、第10-12学年
- ・ 理科 小学校、中学校、高等学校

すべきこと

障害のある生徒たちの個別教育計画(IEP)は、州の学習内容基準と結びついていなければなりません。この個別教育計画のつながりは、「基準に基づいた個別教育計画(Standards-based IEP)」と呼ばれることもあり、障害のある生徒たちが同学年の生徒たちと同様に、州で定めるその学年の学習内容と技能を習得するために学習できるようにしています。

障害のある生徒が特別に考案された指導を受けるのは、一般カリキュラムへのアクセスを保障できる場所で行われる必要があります。一般教育カリキュラムへのアクセスとは、障害のある生徒たちが一般教育カリキュラムを規定する学習内容と技能の習得に積極的に関与するという意味です。生徒たちが一般教育の学級に席を置くだけでは十分ではなく、一般教育カリキュラムを規定する学習内容と技能の習得に積極的に関与できなければならないのです。

それと同時に、各生徒の個別教育計画は、落ちこぼれ防止法が求める州の学力測定(囲み記事参照)を含めて、全州および全学区の学力測定にその生徒がどのように参加するかを定める必要があります。障害のある生徒が学力測定に参加するさいのオプションは、次章で取り上げます。

[P.12 囲み記事]

落ちこぼれ防止法によるテストینگ要件

第3学年から第8学年(小学3年から中学2年)までのすべての生徒に、読解／言語技術と数学のテストを受けさせる必要があります。加えて、高等学校の生徒には、第10学年から第12学年(高校1年から高校3年)までのいずれかの時点で読解／言語技術と数学のテストを受けさせることが求められます。

補足:2008年から、第3学年から第5学年(小学3年から小学5年)までの間に1回、第6学年から第9学年(小学6年から中学3年)までの間に1回、第10学年から第12学年(高校1年から高校3年)までの間に1回、すべての生徒に理科のテストを受けさせることが必要になりました。ただし、理科の学力測定について、学校は生徒の学習能力についての説明責任を求められません。

【P.13-16】

年次学力測定

知るべきこと

落ちこぼれ防止法(NCLB)は、読解／言語技術と数学の年次学力測定(Annual Assessment)を、第3学年から第8学年までの間は毎年1回、および第10学年から第12学年までの間に少なくとも1回実施するようにすべての州に求めています。理科の学力測定も2008年から求められています(P.12の囲み記事参照)。学力測定は、州が定める学習内容基準に対応し、学習達成基準に基づいて行う必要があります。

このテスト結果は、学校全体のデータとともに、従来達成度の低かった特定の生徒グループに分類して報告する必要があります。この生徒グループは「小グループ」と呼ばれ、ある 1 人の生徒の学力データは、その生徒が該当するすべての小グループに含まれることになります。

小グループの学習能力が報告されるのは、その小グループに入る生徒数が州の定める最低人数がそれを上回る場合に限りです。それぞれの小グループの最低人数は、州によって大きく異なります。

報告する必要がある小グループは次の通りです。

- ・ 主となる人種／民族グループに属する生徒たち
- ・ 経済的に不利な境遇にある生徒たち
- ・ 英語の運用能力が限られた生徒たち
- ・ (個別障害者教育法のサービス対象となる) 障害のある生徒たち。この生徒には、毎年個別教育計画を作成する必要がある

テスト結果は、出席率や卒業率といったほかの指標とともに、学校が在籍生徒の学習達成について実質的かつ継続的な向上をもたらしているか、また、学校が適正年次学力向上 (AYP) を達成しているかを判断するために使われます。

落ちこぼれ防止法では、障害のある生徒の大多数がほかの生徒と同一の学力測定に参加すると想定しています。生徒によっては、休憩の回数を増やしたり、数学のテストを読み上げたり、点字版を用意したりといった、アコモデーション (個別対応) を必要とする場合があります (P.14 参照)。しかし、テストされる学習内容や期待される達成基準はほかの生徒と変わることはありません。

障害のある生徒には、すべての生徒が同一で受ける通常の学力測定に参加するために、いくつかのオプションが用意されています。

通常学年レベル学力測定 (Regular Grade-level Assessment)

たいていの場合、障害のある生徒の多くは次の 2 つのどちらかに参加することになります。

- ・ 通常学年レベル学力測定

または

- ・ アコモデーションを備えた通常学年レベル学力測定

[P.13 囲み記事]

個別障害者教育法 (IDEA) は、障害のあるすべての生徒が全州学力測定に参加することを求めています。州が落ちこぼれ防止法 (NCLB) の要件よりも広範囲にわたる学力測定プログラムを実施する場合、その学力測定についても障害のある生徒を参加させることを個別障害者教育法は求めています。

障害のある生徒に対するアコモデーション (Accommodation)

州は、障害のある生徒が全州および全学区の学力測定に完全に参加するために必要とされる適切なアコモデーション (個別対応) を提供しなければなりません。アコモデーションによって試合の場は公平になり、テストが子どもの障害の影響ではなく生徒の知識と技能を測定することになるのです。

個別障害者教育法は、すべての州がアコモデーションのガイドラインを設定し、学校のアカウンタビリティの目的を果たすのに有効なスコアを生み出すアコモデーションだけを生徒が利用するように求めています。たとえば、読解の学力測定について、生徒が文章をどの程度読み取れるかを測ることを想

定するものであった場合、アコモデーションとして生徒に文章を読み上げる方法をとればテストで正確なスコアが出る原因になります。測ろうとする技能にアコモデーションが影響を及ぼすからです。しかし、測ろうとする技能が文章を理解する力であったとすれば、文章の読み上げはアコモデーションとして許容されるかもしれません。

全州および全学区の学力測定で使われるアコモデーションは、可能な限り、日常の学級指導や学級テストで使われるものに対応するものであるべきです。全州学力測定ではじめてそのアコモデーションが導入されるような事態はあってはなりません。生徒の個別教育計画チームが、全州学力測定で必要されるアコモデーションについて決定する必要があります。また、アコモデーションの内容は、生徒の個別教育計画に明確な形で列記する必要があります。

[P.14 囲み記事]

アコモデーションの内容は、一般に、次のカテゴリーに分けることができます。

- ・ プレゼンテーション(問題提示)
例: 指示を繰り返す、読み上げる、解答シートに吹き出しを設ける
- ・ レスポンス(解答方法)
例: 問題冊子に解答をマークする、参考資料を使う、指差し、コンピュータの使用
- ・ タイミング／スケジューリング(解答時間)
例: 解答時間の延長、休憩回数の増加
- ・ セッティング(解答環境)
例: 仕切り席、特殊照明、別室受験

学年レベル達成基準に基づく代替学力測定 (Alternate Assessment on Grade-level Achievement Standards)

学年レベル達成基準に基づく代替学力測定(アコモデーションがある場合とない場合がある)は、通常の学年レベルの学力測定と同一の内容を測り、生徒に対して、熟達レベルについて同一の定義に基づいた同様の期待値を求めるものです。しかし、通常の学力測定と異なり、このオプションでは、生徒が自分の知っていることを示すための多様な方法が提供されます。この学力測定による結果の扱いは、通常の学力測定による場合と同じです。この方法で学力測定を受けられる生徒の数に制限はありません。しかし、このオプションはすべての州で用意されているとは限りません。

[P.14 囲み記事]

障害のある生徒のなかには、たとえば読解や数学や理科や社会といった、学習技能や概念を、きわめて基礎的なレベルにおいてさえ教わったことがないという者もいる。しかし、すべての生徒は、それぞれにふさわしく匹敵するレベルにおいて学習する能力を備えているのである。学年レベルの内容基準を障害のある生徒の指導に組み込んだ教員は、生徒の学習能力と理解力に予想以上の成果があったと口々に述べている。そればかりでなく、社会、コミュニケーション、運動、自助についての個人スキルのなかには、内容基準に基づく活動のなかで訓練を積むことができるものもある。

アメリカ合衆国教育省・特別教育計画室

代替達成基準に基づく代替学力測定 (Alternate Assessment on Alternate Achievement Standards)

落ちこぼれ防止法は、障害のある生徒のなかには、重度の認知障害があるために最善の指導を受けたとしても学年レベルの達成基準に達することができない者がいる可能性を認めています。そのような生徒について、同法は代替達成基準に基づく代替学力測定を行うことを許容しています。この学力測定は、州の学年レベルの内容基準に基づいて学力達成度を測るものですが、その範囲や深度や複雑さを軽減し、通常の学力評価とは異なる熟達レベルの定義によって判断するのです。このような生徒たちへの指導は、同年齢の生徒に適用する学習内容基準と対応していなければなりません。この対応によって、きわめて重度の認知障害がある生徒たちにも学習技能と学習概念を得る機会が与えられます。これは、従来の指導計画の多くに欠けていたものです。

ほかの学力測定のオプションと同様に、生徒が代替達成基準に基づく代替学力測定に参加する決定は、親を含めた個別教育計画チームによって行われます。落ちこぼれ防止法は、学区の適正年次学力向上(AYP)計測に使うことができる、このオプションで学力測定を受ける生徒のスコアに制限を設けています。この制限は、生徒全体のなかに重度の認知障害のある者が何人いるかといった、重度の認知障害のある生徒についての研究に基づいて定められ、このタイプの学力測定を本当に必要とする生徒だけが利用できる仕組みになっています。レベル外テスト(囲み記事参照)は代替達成基準に基づく代替学力測定と見なされ、この様式で測定を受ける生徒のスコアは同様の制限の対象となります。厳格な基準設定の条件を満たし、そのほかさまざまな考慮を経てはじめて、レベル外テストを代替達成基準に基づく代替学力測定として利用することができるのです。

学力測定のそのほかのオプションについては、現時点で検討中です。

[P.15 囲み記事]

代替達成基準に基づく代替学力測定は、州の学年レベルの内容基準についての生徒の学力到達度を、範囲や深度や複雑さを軽減する形で測るものであり、異なる熟達レベルの定義によって判断されます。生徒はたいいてい、支援技術を用いたり、ヒントを与えられたり、ハンデを付与されたりといった支援を受けて参加します。

[P.15 囲み記事]

レベル外テスト(Out of Level Testing)

レベル外テストは、一般に、その生徒よりも下の学年レベルを対象としたテストを与えて実施することをさします。レベル外テストは障害のある生徒に対する期待度の低さと結びつけられることが多く、障害のある生徒の機会を制限し下級レベルのカリキュラムを割り当てることにつながります。上の学年に進級したり、卒業のさいに通常の高等学校卒業証書を獲得したりする機会が制限される可能性もあります。国立教育成果センターによれば、生徒が在籍する学年レベルの基準で熟達度を測るさいにレベル外テストのスコアを使うことを研究者は支持していません。

すべきこと

生徒がどのように全州および全学区の学力測定に参加するかについて、個別教育計画(IEP)チームは慎重に決定する必要があります。きわめて困難なレベルにおいて生徒が参加することで、すべての生徒が通常のカリキュラム、適切なアコモデーション、高い期待度を与えられることにつながります。

個別教育計画チームはまた、生徒が通常の学力測定に参加するために必要なアコモデーションについて慎重に決定する必要があります。アコモデーションに関する州のガイドラインを検討し、アコモデーションを選択した結果がテストのスコアとして有効な結果にならないと見なされなければなりません。アコモデーション

ンの決定は、生徒の障害や生徒の位置づけ、あるいはアコモデーションを実行する学校の能力に基づいて行われるべきではありません。

代替達成基準に基づく代替学力測定を使って生徒を測定すべきかを決定するにあたって、個別教育計画チームが使うことのできる明確なガイドラインを、それぞれの州が設定することが求められています。このガイドラインが提供する基準や指針によって、生徒の位置づけや障害の種別、あるいは人種的・経済的背景に基づいて測定されることのないようにしなければなりません。

学力測定の選択は、生徒がその題材を学習したことがない、生徒の位置づけのせいで通常のカリキュラムから制限されている、担当教員がテストされる学習内容を教える資格を有していない、といった理由でなされるべきではありません。決定は、学力測定のオプションが学校の適正年次学力向上（AYP）計測の助けになるかという観点からなされるべきでもありません。

学力測定のオプションそれぞれが意味するものを理解することが、賢明な決定を下すうえで重要な要素です。学力測定のオプションによっては、証書を授与する州の要件から、生徒が通常の卒業証書を獲得できないことを結果として意味する場合があります。落ちこぼれ防止法が求める学力測定の結果を生徒の進級や卒業に関する決定に利用することを同法は求めているわけではなく、奨励しているわけでもありませんが、実際には多くの州で、全州学力測定での生徒の成績を学年進級や通常の証書を授与する形での卒業と結びつける方針をとっています。また、多くの州で、同一の高等学校学力測定が、卒業の決定のために使われると同時に、第 10 学年から第 12 学年の間に 1 回読解／言語技術と数学の学力測定を行うとする落ちこぼれ防止法の要件を満たすために使われています。

[P.16 図表]

高い期待度

↓

指導の改善

↓

通常教育カリキュラムへのアクセス

↓

学力向上

低い期待度

↓

分離教育

↓

代替カリキュラム

↓

学力低迷

【P.17-18】

学校のアカウンタビリティ(説明責任)

知るべきこと

落ちこぼれ防止法による学校のアカウンタビリティ・システムは 3 つの構成要素に基づいています。年間数値目標（AMO）、適正年次学力向上（AYP）、報告書です。年間数値目標と適正年次学力向上

の内容は、学習内容基準や学習達成基準の詳細と同じく、個々の州が設定します。

年間数値目標 (Annual Measurable Objectives [AOM])

2013-2014 年までにすべての生徒が熟達レベルを達成するという落ちこぼれ防止法の目標に到達するために、各州は最終的に 100% の目標達成に至るように年間ごとの目標を設定しなければなりません。この目標は、年間数値目標 (AMO) と呼ばれ、それぞれの年にどのくらいの割合の生徒が熟達レベルの学力を獲得するかの数値で示します。下に掲げるグラフのように、州によって、毎年数値が上がる AMO、3 年ごとに数値が上がる AMO、初期の間は緩やかに数値が上がり 2014 年に近づく急増する AMO を設定する場合があります。

適正年次学力向上 (Adequate Yearly Progress [AYP])

適正年次学力向上 (AYP) という用語は、年間数値目標の達成度を記述するのに使われます。生徒全体および小グループごとの測定結果に 2 つの要素を加えて構成するものが AYP です。その 2 つとは、学力測定への生徒の参加度、および、小学校では出席率、中学・高等学校では卒業率です。

報告書 (Report Cards)

毎年、すべての学校は、生徒全体およびそれぞれの小グループについて、適正年次学力向上の各要素について詳述した報告書を発行し、公開しなければなりません。タイトル I 補助金を直接受給している学校にとっては、適正年次学力向上の成績が、たとえば学校の転学や課外授業などの追加指導を受ける機会といった代替の学習手段を生徒に提供するかを判断する材料ともなります。

学校が一般に向けて発行する報告書に加えて、親は、落ちこぼれ防止法が求める全州学力測定で自分の子どもがどのくらいの成果を遂げているかを記した個人成績表を受け取ります。この個人成績表を活用して、学校と教員は生徒の学力が向上するように指導の修正を計画しなければなりません。全州学力測定のデータを学級のデータで補完することで、子どもがどれだけできているかについて全体像を描くことができるのです。

すべきこと

学校が発行する報告書は、学校がどの程度の成果を上げているかを知るために使われますが、それは生徒全体の達成度と障害のある生徒の達成度の両面から見るべきです。障害のある生徒を含めて、生徒をいくつかの重要な小グループに分けて学力を診断するとする落ちこぼれ防止法の要件は、学校全体の成績の背景に何があるかを知るうえで重要なことです。学校全体の成績としては十分であり、抜きん出ているにもかかわらず、実際には生徒のなかである特定のグループの出来が芳しくないという事態はきわめて多いのです。障害のある生徒の学力の報告を求める落ちこぼれ防止法の要件は、生徒の学力達成を向上させるうえで特筆すべきといえるでしょう。

[P.17 図表]

2002 年～2014 年の間に州がめざす学力向上率のバリエーション 3 種

注: グラフは仮のものであり、特定の州を表すものではありません。

バリエーション 1: 毎年同程度に向上

バリエーション 2: 3 年ごとに向上

バリエーション 3: 1 と 2 の組み合わせ

熟達レベルの生徒の割合 (%)

年度

[P.18 図表]

適正年次学力向上 (AYP) の 3 要素

学力成績 熟達レベルを達成

参加度 テストを受験

出席率／卒業率 授業に出席／高等学校を卒業

[P.18 図表]

リンカーン小学校 報告書

2004-2005 年度

在籍生徒数: 435 人

学校の状況: 改善が必要

リンカーン小学校 第 4 学年 読解 成績結果

リンカーン小学校 第 4 学年 数学 成績結果

熟達以上の割合

AYP 達成の有無

全生徒

白人

黒人

ヒスパニック

英語能力が限られた生徒

IEP 対象生徒

経済的不利にある生徒

【P.19】

高い資格を有する教員

知るべきこと

落ちこぼれ防止法は、生徒の学力が教育の効率性に直接関連することを認めています。教員の質を高めるために、落ちこぼれ防止法は主要教科を担うすべての教員に要件を定めています。この要件の目的は、国の教育力の質を高めることであり、この教育力がすべての生徒の学力達成にプラスの影響を与えるように期待されています。

これと同じ原則に従い、個別障害者教育法においても特別教育の教員すべてに資格の要件を定めています。さらに、障害のある生徒に主要教科を教える特別教育の教員には、通常教育の教員から支援または協働を受けるものでない限り、教科と特別教育の両方で高度な資格を有していることがはじめて求められました。この要件の目的は、障害のある生徒に対して、通常教育の教室から離れて指導を受けるとしても、教科の資格を有する教員による教育をほかの生徒の場合と同様に提供することです。障害のある生徒の大半は通常教育の教室で授業時間を過ごすものの(囲み記事参照)、特別教育の教員から教科の指導を受ける生徒にも同様に、資格を有する教員から指導を受ける機会が与えら

れる権利があるのです。

[P.19 囲み記事]

主要教科

- ・ 国語(英語)
- ・ 読解／言語技術
- ・ 数学
- ・ 理科
- ・ 外国語
- ・ 公民／政治
- ・ 経済
- ・ 芸術
- ・ 歴史
- ・ 地理

特別教育は主要教科に含まれない。

すべきこと

教員の資格に関する新たな要件は、生徒の学力を向上させるうえで中心となるものです。特別教育の教員は、カリキュラムのアコモデーション(個別対応)やアダプテーション(適用)や障害そのものの知識といった専門的なスキルを備えていますが、読解や数学など主要教科を教えるスキルについてはさらなる訓練を必要としています。落ちこぼれ防止法と個別障害者教育法が定める教員の要件によって、障害のある生徒が質の高い指導を受けられるようになります。

親は、自分の生徒を担当する教員(通常教育と特別教育の両方)が資格を有しているかどうか確認しておくべきでしょう。生徒が読解や数学などの教科指導を特別教育の教員から受けるとすれば、その教員が教科を指導する資格を有しているかについても確認します。

[P.19 図表]

障害のある生徒が学校で1日を過ごす場所

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1日のうち80%以上を通常教育学級で過ごす | 48% |
| 1日のうち少なくとも40%を通常教育学級で過ごす | 29% |
| 1日のうち60%以上を通常教育学級以外で過ごす | 23% |

出典: 26th Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities Education Act 2004

【P.20-21】

よくある質問

Q. 個別教育計画(IEP)チームが、落ちこぼれ防止法(NCLB)が求める学力測定の受験を生徒に免除させることができないのはなぜですか。

A. 落ちこぼれ防止法が生徒の完全参加を求めているのは、学校のアカウンタビリティ・システムの鍵となる部分です。学校が、障害のある生徒を含めて、すべての生徒を学力測定に参加させることを求めることで、すべての生徒の学力成績と向上が学校にとって等しく重要となります。アメリカ教育省長官が述べたように、「測定結果は実態であると見なされる」のです。障害のある生徒たちが学力測定とアカウンタビリティ・システムから除外され、結果として、彼らが当然与えられるべき学習上の注意が払われなくなり、学習資源が受けられなくなる事態がこれまであまりにも多かったのです。

Q. 子どもの通っている学校から、落ちこぼれ防止法の求めているテストに合格しないと通常の卒業証書が与えられないと言われました。

A. 落ちこぼれ防止法は学校のアカウンタビリティについて厳格です。さらに、連邦政府は進級や卒業についての要件を規定しておらず、そのような要件や方針は州レベルで定められています。州によって、同一のテストが、落ちこぼれ防止法のテストング要件を満たすためと州や地域の方針に基づき生徒についての判断を下すための両方に用いられる場合があります。親としては、落ちこぼれ防止法の要件と個々の州や学区の要件とを混同しないように注意が必要です。

Q. 障害のある生徒の適正年次学力向上(AYP)を個別教育計画(IEP)目標の達成によって定めることができないのはなぜでしょうか。

A. IEP 目標が学校のアカウンタビリティの目的には適さないとする理由はいくつかあります。一般に、IEP 目標は個々の生徒に特有のものであり、読解／言語技術や数学を超えた広範囲のニーズ、たとえば行動態度や社会的スキルといったものを盛り込む場合もあります。これは必ずしも州の基準と対応せず、学校について一貫性のある判断を確実にするようには考案されていないことから、適正年次学力向上(AYP)の判断をなす根本的な要件を満たしていません。IEP は、子どもの成長についての情報を親に提供することが目的であり、生徒が成功するために必要な特別教育や関連サービスについて個々に決定するために利用するものです。学校のアカウンタビリティの目的に使われる学力測定は、州の内容基準と達成基準に対応している必要があります。

Q. 全州学力測定で認められないアコモデーション(個別対応)があるのはなぜでしょうか。私の子どもは、助けとなるアコモデーションを受けられないのですか。

A. アコモデーションによっては、評価するスキルに影響を及ぼすためにテストが無効になる場合があります。スキルを実際に測定してはじめて、そのテスト結果は意味があり有効なものとなります。このように測定されたスコアは、学校の適正年次学力向上(AYP)を決定するために使われ、個々の生徒の指導を向上させるために役立ちます。スコアが無効である場合、適正年次学力向上の決定においてはその生徒は「不参加」として扱われます。

Q. 多くの学校で、障害のある生徒がいるという理由だけで適正年次学力向上(AYP)を達成できないという話を聞きます。特別教育を受ける生徒にほかの生徒と同様の熟達レベルを期待するのは不公平ではありませんか。

A. 学校が障害のある生徒の学力成績だけで AYP を達成できないということを示す明確な根拠はありません。多くの州では、州のアカウンタビリティの手順が複雑であることから、AYP の達成像は非常に曖昧です。特別教育を受けるほぼすべての生徒について読解と数学の熟達レベルをほかの生徒と同等に期待することができますし、またそうすべきです。適切なレベルにおいて個々に合わせた特別な指

導や関連サービスやアコモデーションを提供するなら、なおさらのことです。障害があるゆえに提供されるこうした追加支援があれば、障害のある生徒はほかの生徒と同様の学力達成を遂げることができます。特別教育を受ける生徒のうち少数は落ちこぼれ防止法が求める通常の学力測定に参加できないかもしれませんが、その場合でも州はいくつかのオプションを用意しています。このようなフレキシビリティ(柔軟性)を前提として、特別教育を受ける生徒の学力が AYP 達成の構成要素に含まれるのはきわめて重要なことです。障害のある生徒、またほかの小グループについてのアカウントビリティがなければ、学校はそのような生徒たちの指導に必要とされるレベルの関心を向けないかもしれません。

Q. 障害のある生徒の学力測定結果を含めることが求められていることから、学校はそのような生徒たちを排除しようとするものではありませんか。

A. 代替学力達成基準を必要とする生徒に対しては、その学年レベル内容の読解／言語技術および数学の知識と技能を示すために、落ちこぼれ防止法は学力測定のオプションを用意して適正に代替学力測定を行うことを認めています。加えて、代替学力測定オプションにかかる制限は学校レベルには適用されず、学区および州レベルにのみ適用されます。したがって、個々の学校が障害のある生徒を排除したとしても有利になることはありません。

【P.22】

用語解説

アコモデーション Accommodations

障害のある生徒が平等に指導や学力測定を受けられるようにするための道具および手順。障害のある生徒にとって「試合の場を公平にする」ために考案するもので、一般に次のカテゴリーに分けることができます。

- ・ プレゼンテーション(問題提示)
例: 指示を繰り返す、読み上げる、解答シートに吹き出しを設ける、など
- ・ レスポンス(解答方法)
例: 問題冊子に解答をマークする、参考資料を使う、指差し、コンピュータの使用、など
- ・ タイミング／スケジューリング(解答時間)
例: 解答時間の延長、休憩回数の増加、など
- ・ セッティング(解答環境)
例: 仕切り席、特殊照明、別室受験、など

適正年次学力向上 Adequate Yearly Progress (AYP)

2014 年までにすべての生徒を熟達レベルに引き上げるとする落ちこぼれ防止法の目標に到達するために、州、学区、学校が各年に達成しなければならない学力向上の度合い。AYP の要件は、学校が生徒の学力達成を継続的に向上させることについて説明責任を果たすことを義務づけています。

年次全州学力測定 Annual Statewide Academic Assessment

「テストイング」とも呼ばれ、生徒の学力と向上の度合いを測るために使われます。年次学力測定は、州がめざすべき学力内容基準に対応し、めざすべき学力達成基準に基づいている必要があります。

小グループごとの学力達成データ Achievement Data by Subgroup

生徒の小グループごとに分類した、生徒の学力データ。落ちこぼれ防止法がデータの区分けを要件とする意図は、学区と学校に対して、これまで低い達成度に甘んじていた小グループと成績のよい子どもたちとの溝を埋めるように促進することにあります。AYP を達成するために、学校はそれぞれの小グループで少なくとも 95% の生徒にテストを受けさせなければなりません。

障害カテゴリー Disability Categories

個別障害者教育法が定める障害カテゴリーは以下の通りです。自閉症、盲ろう、ろう、情緒不安定、聴覚障害、精神遅滞、重複障害、整形障害、その他の健康障害（例：ぜんそく、注意欠陥障害または注意欠陥多動性障害、糖尿病、てんかん、心臓病、血友病、鉛中毒、白血病、腎臓病、リウマチ熱、鎌状赤血球貧血）、特定学習障害（例：知覚障害、脳損傷、微小脳機能障害、失読症、発達性失語症）、言語障害、外傷性脳損傷、視覚障害（盲を含む）、発達遅滞。

無償適正公共教育 Free Appropriate Public Education (FAPE)

公費および公の監督と指示によって提供され（親の金銭的負担はない）、州の教育局の基準に沿って行われる特別教育および関連サービス。特別教育と関連サービスは、個別障害者教育法が求める個別教育計画 (IEP) に合致する形で提供しなければならないとされています。

通常教育カリキュラム General Education Curriculum

州のすべての生徒が習熟することが求められる知識の総体と技能の範囲。

個別教育計画 Individualized Education Program (IEP)

障害のある生徒 1 人ひとりに作成される書面。個別障害者教育法の定める要件に応じて開発、検証、改訂が行われます。

レベル外テスト Out-of-Level Testing (OOLT)

レベル外テストが典型的に意味するものは、生徒の学力を測定するときにその生徒とは別の学年を対象に開発したレベルのテストを使うことです。「低学年レベルテスト」というのが、ほぼすべての場合において、「レベル外テスト」という用語が使われるさいの実際の意味です。

特別教育 Special Education

障害のある子どもに特有のニーズを満たすことを目的として、親の金銭的負担なしに、特別に考案された指導。教室で行われる指導に加えて、家庭、病院、施設、その他の状況で行われる指導、また体育指導も含まれます。

特別に考案された指導 Specially Designed Instruction

特別教育の専門家が、学習内容、方法論(ある学年レベル内容の教育法)、指導のさいの発話方法を、子どもの障害に起因する特有のニーズに向けて適用する方法。特別に考案された指導はまた、当該の子どもが通常カリキュラムにアクセスできることを確実にし、学区のすべての子どもに適用される教育基準をその生徒が満たすものでなければなりません。

州、学区、学校の報告書 State, District, and School Report Cards

生徒の学力達成(生徒全体と小グループごとの両方)について詳細な情報を盛り込んだ年次報告書。教員の資格や、学習の質に関するほかの指標についての情報も含まれます。

【P.23】

参考文献

Making the ‘No Child Left Behind Act’ Work for Children Who Struggle to Learn: A Parent’s Guide, National Center for Learning Disabilities.

www.LD.org/NCLB で入手可能

Determining Appropriate Assessment Accommodations for Students with Disabilities, National Center for Learning Disabilities.

www.LD.org/NCLB で入手可能

No Child Left Behind: Understanding Assessment Options for IDEA-eligible Students, National Center for Learning Disabilities.

www.LD.org/NCLB で入手可能

Working Together For Students With Disabilities: Individuals With Disabilities Education Act (IDEA) And No Child Left Behind Act (NCLB) Frequently Asked Questions, U.S. Department of Education (December 2005).

www.ED.gov で入手可能

Alternate Achievement Standards For Students With The Most Significant Cognitive Disabilities Non-Regulatory Guidance, U.S. Department of Education (August 2005).

www.ED.gov で入手可能